

菊川市1%地域づくり活動交付金 応募の手引き＜地域づくり団体＞

1.概要

「菊川市1%地域づくり活動交付金」は、市民税の1%相当額を財源とし、菊川市が「活気ある元気なまち」「住みやすいまち」となるよう、自ら考え実践する地域づくり活動を応援する助成制度です。

審査も、市民代表などで構成する審査委員会により行われます。

2.応募資格

応募できる団体

以下の要件を全て満たす団体

- ・市民主体で組織・運営し、市内を活動拠点とする団体
- ・営利活動、宗教活動、政治活動を目的としない団体
- ・構成員が10人以上かつ他団体と半数以上重なっていない団体※
- ・他団体と活動目的、趣旨及び内容が同一でない団体

※単位自治会単独の応募は除く

応募できる活動

以下の要件を全て満たす活動

- ・公益的な地域づくり活動
- ・令和9年度中に実施し、完了する活動
- ・本交付金以外に行政機関からの助成を受けない活動※

※民間の補助制度との重複は可能ですが、交付を受ける場合は必ず事務局にご連絡ください。

3.活動部門

(1) 地域づくり自由活動部門

地域コミュニティ等の活性化や、交流・親睦を図る地域づくり活動

(2) 地域の困った解決部門

身近な生活の中における地域の課題を解決するための具体的な地域づくり活動

(3) 行政提案課題解決部門

行政が指定する課題を解決するための具体的な地域づくり活動

4.交付限度額と交付率

1団体当たり上限30万円（応募活動数・部門に関わらない）

部門	実施年数	交付率
自由活動部門	3年目まで	1/2以内
	4年目以降	1/3以内
困った解決部門	2年目まで	10/10以内
	3年目	3/4以内
	4年目以降	1/3以内
行政提案部門	推進期間	10/10以内
	推進期間終了後	自(1/2)、困(10/10)

5.事業スケジュール

【 応募期間 】令和8年10月1日(木)～10月30日(木)

令和8年度					令和9年度					
手引き公開 ～応募		10月1日 ～ 10月30日	12月5日 (土)	12月	4月		交付決定 ～ 活動終了	活動終了 後すぐに	実績報告 受領後	3月下旬
① 相談の電話※	② 個別面談※	③ 応募	④ 公開活動審査会	⑤ 審査結果通知	⑥ 交付申請	⑦ 交付決定	⑧ 活動実施	⑨ 実績報告	⑩ 交付確定・支払	⑪ 公開活動報告会

※①と②は、行政提案課題解決部門のみ実施

6.応募に必要な書類 ※データで提出してください。

- ・審査申込書
- ・活動一覧表(審査申込書別紙)
- ・活動計画書(様式第2号)
- ・活動収支予算書(様式第3号)
- ・支出の部内訳表(様式3号別紙)
- ・購入予定備品調書(様式第4号)
- ・団体概要書(様式第5号)
- ・団体の決算書(直近のもの)
- ・団体規約、組織図、その他団体資料
- ・構成員名簿又は役員名簿

Excel形式で提出してください。

団体保有の資料で任意様式です。

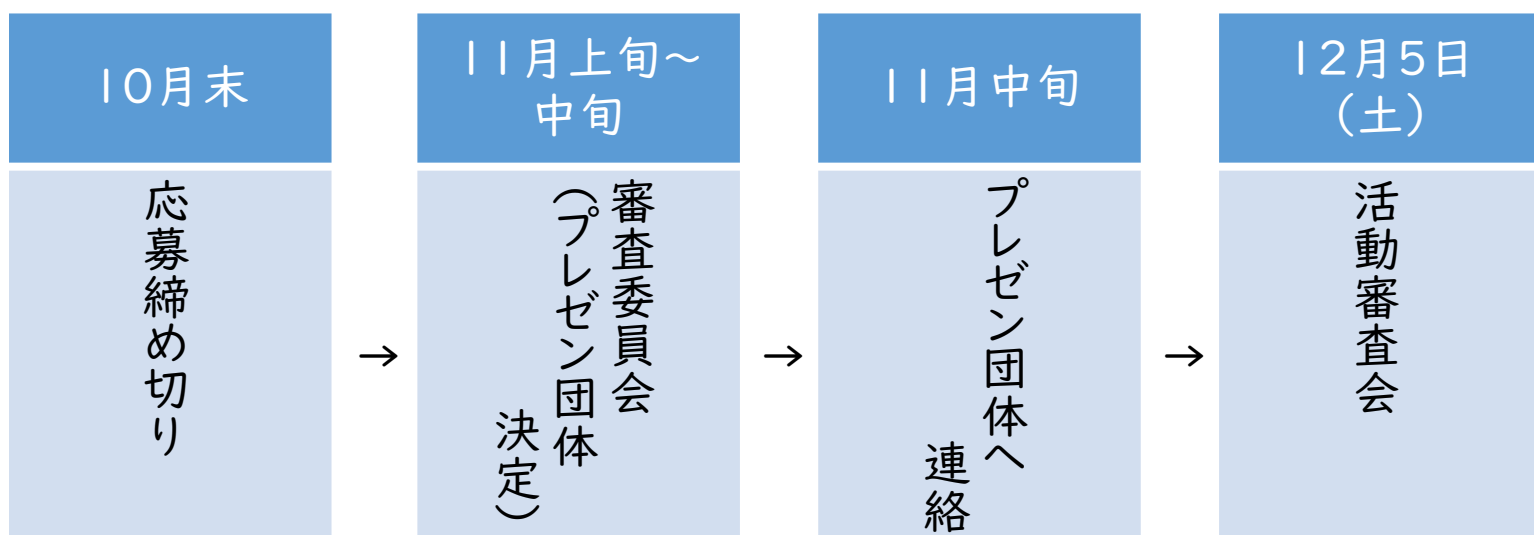
※書き方は応募の手引きをご覧ください。様式は市HPからダウンロードできます。

7. 審査スケジュール

【公開審査会】令和8年12月5日（土）

【審査方法】書類審査及びプレゼンテーション

※プレゼンテーションは、指定された一部の団体のみ



8. 対象経費

参加費、備品費、通信運搬費、謝礼金、委託費、借上げ料、施設使用料、手数料、燃料費、保険料、印刷費、原材料費、消耗品費、諸雑費

※対象経費の詳細及び対象外経費については、応募の手引きを確認してください。

※食料費、旅費等は一部認められている部分があります。

●申請にあたり、詳細は必ず「応募の手引き」をご確認ください。

【お問い合わせ先】菊川市地域支援課市民協働係
〒439-8650 菊川市堀之内61番地
TEL:0537-35-0925
E-mail:chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp



↑ 公式HP